放置違反金公示納付命令書

1　納付命令を受ける者

下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者

2　納付命令の内容

放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付

3　納付命令の理由

弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第５１条の４第４項及び同条第１０項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第５１条の４第１１項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなします。

令 和 08 年 11 月 18 日

石 川 県 公 安 委 員 会

弁明通知書番号
51-101-260918-151182
51-101-261001-151193
51-107-260930-149995
51-101-261006-151089
51-103-261006-148825
51-101-261009-101004
51-101-261012-151227

弁明通知書番号
51-101-260930-151187
51-103-261004-150665
51-101-261003-151217
51-101-261006-151219
51-101-261009-101001
51-101-261010-151194
51-102-261014-102001

弁明通知書番号	弁明通知書番号
51-102-261014-102003	51-102-261014-102005
51-101-261015-151090	51-101-261016-151241
51-101-261018-151188	51-102-261015-150831
51-102-261018-150194	51-102-261018-150193

1　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

2　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は石川県公安委員会となります。）、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日から１年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注　同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。